

徳島県浄化槽構造審査事務取扱要領

（目 的）

第1条 この要領は、徳島県浄化槽取扱要綱第4条の規定に基づき、浄化槽の構造及び規模の審査の手続について必要な事項を定めるものとする。

（構造審査の申請）

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定による浄化槽（ただし、確認申請を伴う浄化槽で処理対象人員が200人以下のものを除く。）を設置しようとする者は、当該工事に着手する前に構造審査を受けなければならない。

2 前項に規定する審査を受ける場合、様式1の浄化槽構造審査申請書に別表に定める図書を添付して、徳島県県土整備部住宅課建築指導室長（以下、「住宅課建築指導室長」といい、徳島市の区域に設置する場合にあっては、「徳島市都市整備部建築指導課長」と読み替えるものとする。）に申請しなければならない。

（審査の基準及び方法）

第3条 構造審査は、設計図書により、規模、構造等について行う。

2 構造審査の申請があったときは、住宅課建築指導室長は別に定めるところによって設置する浄化槽連絡協議会に、必要に応じて意見を聞くものとする。

（構造審査の通知）

第4条 住宅課建築指導室長は、審査終了後速やかに申請者に対し様式2の浄化槽構造審査適合通知書により 審査の結果を通知するものとする。

2 構造審査適合通知を受けた申請者は、速やかに浄化槽図面（財団法人日本建築センターが発行した認定シートを除く。）5部を住宅課建築指導室長に提出し、認定済みの押印を受けるものとする。

（設置の取り止め届）

第5条 構造審査を受けた浄化槽の設置を取り止めた場合にあっては、様式3の工事の取り止め届を住宅課建築指導室長に提出しなければならない。

（設置者の変更届）

第6条 構造審査を受けた浄化槽の工事が完了する前に設置者の変更があった場合にあっては、様式4の設置者の変更届を住宅課建築指導室長に提出しなければならない。

（浄化槽の構造の変更）

第7条 構造審査を受けた浄化槽の構造を変更しようとする場合（国土交通大臣認定浄化槽で、機種を変更しない場合を除く。）又は建築物の平面計画に変更に起因して処理対象人員、日平均汚水量若しくは流入水の生物化学的酸素要求量（以下この項において、「処理対象人員等」という。）の算定に変更があった場合（変更後の平面計画から算定した処理対象人員等において、当該浄化槽が適切な処理能力を有する場

合を除く。) にあつては、住宅課建築指導室長に変更申請をしなければならない。

2 前項に規定する変更申請については、第2条から第4条までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 昭和62年4月1日制定の要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。